

地方財源の拡充に関する意見書

真の分権型社会を実現するためには、国と地方の役割分担を明確にし、地方がその責任と権限に応じた役割を果たせるよう、地方税財源の拡充を図る必要がある。

しかし、国は、平成26年度税制改正において、地方法人特別税・地方法人特別譲与税を継続するとともに、地方の貴重な自主財源である法人住民税の国税化を新たに導入し、消費税率の10%への引き上げ時には、これをさらに進めることとした。また、6月末に決定された「経済財政運営と改革の基本方針2015」においても、「地方の税収増が見込まれる中、「税制抜本改革法」を踏まえ、地域間の財源の偏在を是正する方策を講ずる」とされており、法人住民税の国税化の更なる拡大や他の偏在是正措置の導入の可能性が危惧される。こうした措置は、地方税財源の拡充につながらず、地方の自立そのものを妨げ、地方分権の流れに逆行するものである。

現在、八王子市には、子育て・教育環境の整備、福祉・医療の充実、老朽化した公共施設の維持・更新、防災力の強化など、膨大な財政需要が存在している。

地方自治体が、こうした多岐にわたる課題に適切に対応し、充実した住民サービスを提供していくためには、需要に見合う財源の確保が不可欠であり、地方財政が抱える巨額の財源不足という問題は、限られた地方税財源の中での財源調整では根本的な解決を図ることはできない。

よって、八王子市議会は、国会及び政府に対し、地方税の根本原則をゆがめる地方法人特別税・地方法人特別譲与税と法人住民税の国税化を直ちに撤廃して地方税として復元するとともに、不合理な偏在是正措置を新たに導入することなく、地方が担う権限と責任に見合う地方税財源の拡充という本質的な問題に取り組むよう強く要請する。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月15日

議 長 名

衆 議 院 議 長
参 議 院 議 長
内 閣 総 理 大 臣
総 務 大 臣
財 務 大 臣
社会保険・税一体改革担当大臣
経済財政政策担当大臣
地方創生担当大臣

あて

夜間中学の整備と拡充を求める意見書

現在、夜間中学は全国8都府県に31校しかなく、北海道、東北、北関東、中部に加え四国や九州には、自主夜間中学はあっても、夜間中学校は1校もない状況である。全国夜間中学校研究会の推計によると、15歳を過ぎて義務教育が修了していない者は、百数十万人にも上るとされている。また現在、夜間中学在籍者のうち外国人が占める割合は8割を超え、その約6割は日本語の習得を目的としている。この夜間中学で学ぶ外国人の中には、日本の義務教育を終えていないために、就職や進学ができず困っている方も多くいる。

地域においては言葉とともに、日本の文化や社会の仕組みについて知らない、長く住む上でいろいろな問題が生じる。夜間中学の現状から考えると、日本に住み、日本語を学びたい外国人に対応した整備と拡充が求められる。一方、夜間中学がある地域においても、入学要件が「市内在住」もしくは「市内での正規就労6ヵ月以上」などとなっており、夜間中学が開設されている市外に住む方々の就学の機会が制約されている状況がある。

このような現状に適切に対応し、教育を受ける機会を保障することは、地域の活性化等にも資すると考えられる。

よって、八王子市議会は、政府に対し、希望する人々に対して夜間中学への就学の機会を、国籍や居住地等に関係無く提供できるように、下記のとおり国が夜間中学の整備と拡充のために迅速に取り組むよう求める。

記

1. 年齢や国籍、そして居住地に関係なく、希望する誰もが学べる夜間中学の全都道府県への設置を促進すること。
2. 夜間中学における日本語教育のため、教員の加配を含めた専門家の配置に、国と都道府県が連携して財政支援を行うこと。
3. 義務教育未修了者や在留資格を持つ外国人が、夜間中学の情報を入手しやすいように配慮した広報の展開や、低所得者に対する授業にかかる費用減免などの誘導策を推進すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成27年12月15日

議長名

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
文部科学大臣

} あて

沖縄・辺野古新基地問題で地方自治の尊重を政府に求める意見書

沖縄県の圧倒的な民意を代表している翁長雄志・沖縄県知事は、前知事の名護市辺野古沖の埋め立て承認を取り消した。県知事就任後、設置した第三者委員会が、半年かけて検証した結果、前知事の承認に瑕疵があるという答申を出し、それを受けてのことである。その県知事の承認取り消しを、政府が無効として裁判に訴えた。

沖縄県民の思いは、沖縄戦で本土防衛の捨て石として過酷な地上戦を経験したこと、戦後、米軍によって銃剣とブルドーザーで土地を奪われて作られた基地が、70年経つ今もなお、日本国土の0.6%の沖縄に74%の米軍基地があること、基地があるために強姦、墜落事故、事件が絶えない日常生活の中で、基地のない平和な島を願ってきたことにある。そして自然豊かな海は人々の生活を支え、戦後の飢えから救ってくれた宝であり、それを壊すことはできないのである。辺野古への新基地建設に反対する、沖縄県民の民意は明白である。

しかし、日本政府は沖縄の意思を無視し、十分な説明責任を果たさないまま、抗議する市民を強制的に排除して工事・海底調査を強行している。

今年8月から9月、県と政府は5回の会合を持った。そこで沖縄県が訴えた思いを、政府がどのように受け止めたのかが、今もなお十分に示されていない。

防衛省沖縄防衛局が、翁長知事による埋め立て承認取り消しについて、所管の国土交通相に知事の決定の不服審査請求と執行停止を申し立てたが、辺野古新基地建設は沖縄防衛局による国の事業であり、公権力による違法・不当な処分から国民の権利・利益を守ることを目的にした行政不服審査法の悪用と言わざるをえない。

国交相は沖縄防衛局の執行停止の申し立てを受け、内閣の一員である国交相が執行停止を決定するというのは、法治国家にあるまじき行為である。

憲法第8章は、地方自治を保障しており、自治体は国の下部機関ではなく、国家とは別の人格を持ち、中央政府と対等の関係にある。しかし、政府には地方自治を尊重し対話しようとする姿勢が見られない。繰り返し示された沖縄の民意を踏みにじて、辺野古に新基地建設を強行することは、地方自治の侵害と言わざるをえない。

よって、八王子市議会は、政府に対し、辺野古新基地建設問題に関し地方自治を尊重し、地方の自己決定権を保障する観点から沖縄県との真摯な協議を行うことを求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2015年12月15日

議 長 名

内閣総理大臣
総務大臣
外務大臣
国土交通大臣
防衛大臣

あて

沖縄及び北方対策担当大臣
内閣官房長官

介護離職者解消対策に関する意見書

政府は、「介護離職者ゼロ」を掲げて対策を打ち出したが、2020年代初頭に介護の受け皿を約34万人増やすとした当初計画を、約40万人増に変更するなどという小規模なものにすぎない。増設する対象として在宅・施設の6サービスを列記したものの、切実に求められている特養をどの程度増やすのかは不明であり、親などの介護のため仕事をやめざるをえない約10万人の介護離職者、その数倍といわれる「離職予備軍」の深刻な現状を打開する展望は見えてこない。

それは、現場に危機と困難をもたらしている大本の介護報酬大削減を中止・見直す姿勢が示されていないからである。介護保険財政から事業者を支払われる介護報酬は、介護の質を保障するのに見合った予算が必要だが、政府は介護サービス希望者が急増しているにもかかわらず、今年4月から過去最大規模の報酬引き下げを強行した。それが引き金となり、特養などの施設でもデイサービスなど在宅でも多くの介護事業者が苦境に陥っている。

厚労省所管の独立行政法人が行った介護報酬改定影響調査（10月公表）では、7割の特養が減収になり、過半数の特養が先行き懸念を表明した。職員の処遇改善も進まず施設建設のめどがたっても職員確保ができずに開所を断念するケースもある。地域からデイサービスがなくなり利用者が行き場に困る事態も続発している。東京商工リサーチによれば今年1月から10月の老人福祉・介護事業の倒産は62件と過去最悪となっている。政府が行った介護保険改悪が介護現場に深刻な影響を与えていることは明白である。

よって、八王子市議会は、政府に対し、「介護離職ゼロ」を真剣に目指すために、社会保障費の削減ではなく、必要な予算を確保し、下記項目を実現されることを強く要望するものである。

記

1. 直ちに介護報酬を元に戻し、引き上げをはかること。
2. 介護職員などの待遇改善に取り組み、利用者負担増にはね返らない措置をとること。
3. 特養の入所要件を要介護3以上に厳格化するなどした介護保険改悪を中止・撤回すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2015年12月15日

議 長 名

内閣総理大臣
総務大臣
財務大臣
厚生労働大臣

} あて